

第五問

A市のビル建設工事を行っていた建設会社の現場責任者甲（現場責任者は、現場での作業に関して起きた事故の責任を負うものとする）は、作業のためビルの外壁に沿う形で足場を組ませていた。平成28年4月17日甲は翌日の18日の現場付近の天気は荒れ最大風速15メートルの風が吹くということをニュースで知り、足場の補強をした。（この補強により風速25メートルまでの風には耐えられるがそれ以上は耐えられない。）翌日の18日現場付近は予想を超える風が吹く台風並みの天気となった。風は最大風速40メートルを記録しこれにより足場の一部が崩壊、その鉄骨が下を歩行していたXに直撃しこれを死亡させた。このとき甲の罪責を答えよ。なお特別法に関しては考えないこととする。

参考判例 判例百選51 札幌高裁昭和51年3月18日判決